

IV 3 か国の農業協同組合・協同組合銀行と日本の農業協同組合との比較

ここまでみてきたことを踏まえ、フランス、ドイツ、オランダの3か国と、日本の農業協同組合との法制度及び、事業環境等の違いを整理すると以下ようになる。

1 制度面での比較

(1) 法律の構成

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合法
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・「協同組合の地位に関する 1947 年の法律」が共通法だが、協同組合種類ごとに個別法がある ・農協については農漁業法典の第 5 編に農業協同組合に関する規定が置かれている ・協同組合銀行については通貨金融法典の第 5 編の協同組合銀行または相互銀行に関する法律の中に、クレディ・アグリコルなど個別の協同組合銀行に関する規定が置かれている ・すべての銀行には「銀行法」が適用される
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての種類の協同組合の根拠法は「1889 年の産業経済組合法」 ・協同組合銀行の金融事業は、他の金融機関同様「信用制度法」が適用される
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・民法典の第 2 編に協同組合に関する規定が置かれている ・すべての金融機関には、「金融監督法」が適用される

(2) 監督機関

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省・都道府県による監督 ・信用事業は、農林水産省・金融庁による監督
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・農協の監督、設立や定款変更の許認可については、2006 年に農業省から農業協同組合高等評議会（HCCA）に移管。HCCA の運営委員は、農協の代表 7 人と農業大臣から任命された有識者 5 人によって構成され、HCCA の運営費は農協の義務的加盟金によってまかなわれている。 ・クレディ・アグリコルはグループとして欧州中央銀行（ECB）の直接監督を受ける。地方金庫は全国機関 CASA の監督を受ける
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合の監督の大部分は、政府から、主務大臣の監督をうける監査中央

	<p>会に移譲。政府の協同組合の監督は、組合員の助成という協同組合の目的が適切に遂行されているかどうかのコントロールに限定されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DZ BANK は欧州中央銀行 ECB の直接監督を受ける。協同組合銀行（単協）は連邦金融監督庁の監督を受ける
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合の設立や定款の変更は認可が不要で、政府等からの監督を受けない ・ラボバンクは欧州中央銀行（ECB）の直接監督を受けている

（３）協同組合セクターの特徴

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・各種協同組合法に基づき、当該法律を所管する行政庁による監督に服する ・3 か国とは異なり、協同組合の法形式を選択せずに協同組合を設立することができない
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合を含む社会的連帯経済部門の促進に政府が積極的で、社会的連帯経済担当大臣も置かれている ・社会的共通益協同組合という多様な組合員を含むことが義務付けられた、マルチ・ステークホルダー型協同組合の制度も導入されている
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合制度が発達した国のひとつであり、協同組合というビジネスモデルに関する国民の理解も進んでいる ・近年は、エネルギー協同組合、医療従事者協同組合、共同購買店等、伝統的に協同組合が普及していた分野以外において、多数設立されている
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、協同組合を支援することもなければ、規制をすることもない。非常に自由な環境

（４）農協の設立

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合を設立するには、15 人以上の組合員が必要 ・連合会を設立するには、2 つ以上の農業協同組合または連合会が必要 ・都道府県区域未満の農業協同組合・連合会については、都道府県知事の認可が必要 ・都道府県の区域を超える地区とする農業協同組合・連合会はおよび都道府県の区域を地区とする連合会については主務大臣の認可が必要
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合には 7 人以上の構成員が必要（CUMA の場合は 4 人以上） ・農業協同組合連合会については、2 つ以上の農業協同組合または連合会が必

	<p>要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合高等評議会（HCCA）の認可をうけて商業登記簿に登記
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合（連合会を含む）を設立するには、3人以上の利用組合員が必要 ・監査中央会の監査証明を付して裁判所の協同組合登記簿に登記（行政庁による認可は不要）
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の利用組合員が必要である（ただし組合員が1人になっても解散原因とはならない） ・公正証書によって商業登記簿に登記（行政庁の認可は不要）

（5）農協の模範定款

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農協中央会（2001年までは農林水産省）が策定
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合高等評議会（HCCA）が模範定款を作り、農業省から認可を受けている ・①集荷・販売農協・連合会、②共同利用農協、③部門別農協、④穀物農協、⑤資材供給農協・連合会、⑥サービス農協・連合会（CUMA含む）のそれぞれに模範定款がある。農協は、主な活動が6つのうちのどれに該当するかを選んで、その模範定款を使う ・模範定款に員外取引など9つのオプション項目があり、各農協で該当する項目を追加する
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツライフアイゼン連盟 DRV が模範定款を策定
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・模範定款はない ・協同組合が設立の際に相談することが多い公証人や法律会社が一定のモデルを保有しているものとみられるが公表はされていない

（6）農協の組合員資格

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合の組合員資格 <ul style="list-style-type: none"> i 農業者 ii 当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人または当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給もしくは役務の提供を継続して受けている者であって、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの

	<ul style="list-style-type: none"> iii 当該農業協同組合の地区の全部または一部を地区とする農業協同組合 iv 農事組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となっている団体が協同組織の下に当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該農業協同組合または当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員または出資者となっている団体
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合の組合員資格 <ul style="list-style-type: none"> i 農業協同組合の地区内の農業者または林業者（法人を含む） ii 農業協同組合の目的とする分野の農業に利害関係法有する者で農業法典第 521-3 条の規定に従い出資をした者 iii 当該地区内で共同で農業経営を営む集団 iv 当該農業協同組合と同じ目的または関連する目的をもった農業者の団体 v 他の農業協同組合およびその連合会および農業共同利用組合（地区内に主たる事務所がある場合で可） vi 当該農業協同組合に隣接するフランス域外に住所や事務所を有する EU 加盟国の農業者または林業者 ・定款の定めにより、従業員を含め当該農業協同組合の活動に関心のあるものであれば誰でも、理事会の承認により非利用組合員（associé non coopérateur）になれる
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上、組合員資格についての定めはない ・特定の区域内に住所を有することを条件とする場合を除き、定款の必要記載事項でもない ・酪農協・ワイン生産者組合の模範定款は、組合員資格を生産者に限定している。それ以外の農協の模範定款では、①自然人、②人的会社、③私法または公法による法人とするのみ ・定款の定めにより、投資組合員を設けることができる
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上は、組合員資格についての定めはない ・農協は、定款において、組合員の活動、組合員の金銭的な貢献、ガバナンス、剰余の分配、組合員間・組合員内でのコミュニケーションに関して、詳しい規定を置くこともできる（義務ではない）

(7) 協同組合銀行の組合員資格

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> 各協同組織金融機関の根拠法により組合員資格を限定。農協は前述（6）のとおり
フランス	<ul style="list-style-type: none"> クレディ・アグリコルの場合、組合員資格を農業者およびその団体としているが、定款により、地域、個人・法人を問わず、金融機関のサービスを利用する顧客を組合員にできると規定
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 特定の区域内に住所を有することを条件とする場合には、定款に記載しなければならない 協同組合銀行の模範定款は、組合員資格について、①自然人、②人的会社、③私法または公法による法人としている より詳しい規定を置いている協同組合銀行もある
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 定款による組合員の規定は、 <ol style="list-style-type: none"> 完全な法的能力を有する 破産していない、債務管理スキームの対象、支払停止の対象者ではない 法人の場合は解散していない ラボバンクから1つ以上の金融サービスを受けている。 ラボバンク・グループの従業員ではない

(8) 員外利用規制

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> 定款の定めるところにより、原則、組合員の事業利用量の20%まで（貯金・貸出金については25%まで）。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 農協では、定款の定めにより非組合員と取引を行うことができるが、員外利用は事業量の20%まで。員外取引分は課税される クレディ・アグリコルでは、員外利用に関する制限なし
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 定款の定めにより、非組合員と取引を行うことができる（ワイン生産者組合を除く） 利用量については、制限なし
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合は定款の定めにより、非組合員と取引を行うことができるが、民法典第2編第53条3・4項は、その取引によって組合員との取引が重要性を持たなくなるようになってはならないとしている。しかし、非組合員との取引量について、法令上、具体的な上限は設けられていない ラボバンクでは、員外利用に関する制限なし

(9) 農協の監査

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none">・信用事業を行う連合会、一定規模以上の農業協同組合・同連合会に、会計監査人の設置を義務付け（2019年7月以降）
フランス	<ul style="list-style-type: none">・農協の監査にはリビジョンと会計監査がある・農協は監査中央会に加盟し、そのリビジョンを受けなければならない。ただし、農協のある地域の監査中央会に加盟しなくてもよいし、加盟した監査中央会のリビジョンを受けなくてもよい・会計監査は、監査中央会の監査士と公認会計士のどちらが行ってもよい
ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・すべての協同組合は監査中央会に加盟し、監査を受けなければならない。
オランダ	<ul style="list-style-type: none">・協同組合固有の監査制度はない

(10) 税制

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none">・協同組合として法人税率が軽減・組合員との取引から生じた剰余金の事業分量配当について課税所得からの控除
フランス	<ul style="list-style-type: none">・協同組合に対する法人税の軽減税率はない・農業協同組合の法人税は免除。ただし、組合員との取引に起因する所得に限られ、非組合員との取引に起因する所得は課税。また、非利用組合員との取引高が総売上の20%を超えず、かつ、投資組合員の出資総額が全体の50%を超えないことを要件とする。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・協同組合に対する法人税の軽減税率はない・事業利用分量配当につき課税所得から控除。ただし、組合員との取引に起因する所得に限定され、非組合員との取引に起因する所得は課税。また、非組合員に比べて組合員を優遇する取引条件によって取引を行う場合には所得控除が認められない
オランダ	<ul style="list-style-type: none">・協同組合に対する法人税の軽減税率はない・自然人に対する事業分量配当に限り、一定の要件のもと課税所得から控除

2 事業環境面等での比較

(1) 農業情勢

国名	概要
日本	・農林水産業の GDP に占める割合は 1.2%
フランス	・農業生産は EU 最大。農林水産業の GDP に占める割合は 1.6% (2015 年)
ドイツ	・EU 有数の農業大国で農業生産額はフランスに次ぐ EU2 位。しかし、農林水産業の GDP に占める割合は 0.6% (2015 年) と日本よりも低い。
オランダ	・農産物の輸出額は米国に次ぐ世界第 2 位。4 分の 3 は EU 加盟国向け。 ・農林水産業の GDP に占める割合は 1.5% (2015 年) ・農業経営体数は 5.6 万

(2) 国内経済に占める農業のウェイト低下への農協、協同組合銀行の対応

国名	概要
日本	・農協は、自己改革による農業所得の増大や、農業融資の拡大に取り組んでいる ・六次産業化や農商工連携、輸出拡大の取組みも進行中
フランス	・農協の事業範囲は販売、生産資材購買にとどまらず、子会社も活用して、川下、海外へと展開 ・クレディ・アグリコルの組合員は農業者とその団体に限定されていたが、現在では誰でも組合員となることができ、誰でも利用できる ・農業者の 83%はクレディ・アグリコルを利用するなど、農業融資の分野では圧倒的なシェアを誇る
ドイツ	・兼営組合は、範囲の経済を生かし、かつ金融事業と農業以外の経済事業も兼ね備えて、組合の経営規模を発展させ、地域農業の維持・発展に貢献 ・兼営組合から経済事業部門を切り離し、経済事業が専門農協や経済連有限会社に賃貸、売却して、規模拡大、専門性の深化をはかる ・協同組合銀行の組合員は設立時に中心であった農業者や商業者、手工業者の割合が低下し、勤労者や年金生活者等が中心となっており、銀行業務も他行と同様だが、農業融資のシェアは 50%と高い
オランダ	・農業融資の分野では圧倒的なシェアを誇り、強みをもつ農業・食料分野を中心に国外にも進出 ・国内の農業経営体数が減少しているため、農業融資に関する業務を集約しており、複数のローカルバンクで対応部署を設けるケースや、ほかのローカルバンクに業務を移管するケースが増えつつある

(3) 組合数と存在感

国名	概要
日本	総合農協数 652 組合 (2018 年 1 月 1 日現在)
フランス	<p>【農協】農協 2,750、CUMA11,545 (2014 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の 75%はいずれかの農協の組合員となっている <p>【銀行】クレディ・アグリコルの地方金庫 39</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の 83%はクレディ・アグリコルを事業目的で利用しており、76%が家計の管理用に利用している
ドイツ	<p>【農協】酪農協 216、畜産・食肉 85、青果・園芸 85、ワイン生産者組合 165、販売・購買 282、農業者協同組合 730、兼営組合 109 (2016 年末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者は少なくとも 1つの農協の組合員になっているといわれる <p>【銀行】協同組合銀行 972、うち 109 が兼営組合 (2016 年末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業融資のシェアは 50%
オランダ	<p>【農協】正確な数は不明だが、合併が進み数は少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協のマーケットシェアが、80%を超える作物が多い <p>【銀行】ラボバンク 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業融資ではシェア 84%

(4) 農業融資に関する公的助成

国名	概要
日本	・ 日本政策金融公庫が農業者向けに融資を行う
フランス	・ 一定の要件を満たした 39 歳以下の就農者に対して低利で融資を行う青年就農低利融資制度があったが、廃止された
ドイツ	・ レンテンバンクが、自身で調達した資金を一般の銀行に低利で貸し出し、それを一般の銀行が農業者に融資
オランダ	・ 農業経営者向けの保証制度がある

3 まとめ

各国の農業の発展に農協・協同組合銀行は寄与

ここまで見てきたとおり、本報告書でとりあげたフランス、ドイツ、オランダの3か国はいずれも農業が盛んであり、農産物の輸出にも積極的に取り組んでいる。しかし、より詳細を見れば、農業構造は国ごとにかなり異なり、また国内でも地域により複合経営が行われている地域や経営の専門化が進んでいる地域があり、農業経営体の規模にも違いがあるなど、構造面での差異は大きい。そうした農業構造は、農協や協同組合銀行のあり方にも影響を与えているが、概して3か国では農協がフードチェーンにおいて重要な役割を果たしており、協同組合銀行の農業融資に占めるウェイトも高い。両者ともに、農業の発展に寄与してきたといえるであろう。

自由度の高い農協・協同組合銀行の制度

先に詳しくみてきたとおり、ドイツではすべての種類の協同組合の根拠法として「1889年の産業経済組合法」があるのに対し、フランスでは「協同組合の地位に関する1947年の法律」が共通法として存在しているものの、協同組合種類ごとの個別法もある。また、オランダでは協同組合に関する規定は民法典の第2編に置かれているが、規定している内容が非常に少ない、というように3か国の法制度にはかなり差がある。

農協に関する法制度は、程度の差はあれ日本より自由度が高く、また、歴史を経るにつれその自由度が高まってきたという特徴がある。3か国の中で最も政府の関与が大きいフランスにおいても、すでに農協の許認可等については、農業省から農業協同組合高等評議会（HCCA）に権限が委譲されている。HCCAは、12人の運営委員が農協の代表7人と農業大臣から任命された有識者5人によって構成され、その運営費は農協の義務的加盟金によってまかなわれる組織である。

最も法制度の自由度が高いオランダにおいては、農協を監督する機関も許認可を行う機関もない。農協の監査についても、ドイツやフランスでは、農協が会員となる監査中央会が実施しており、オランダでは協同組合独自の監査制度自体がない。

そして3か国に共通するのは、各種の規定を組合の定款の定めに委ねるという「定款自治」の範囲が広いことである。フランスの場合には、農協の代表が過半を占めるHCCAが模範定款を作成し、農業省がそれを認可するが、ドイツは全国中央会が作成した模範定款に対して行政の認可は行われておらず、オランダにいたっては農協の模範定款がない。

また、協同組合は、組合員の自由な意思に基づき設立され運営されるものであり、どのような人を組合員とすべきか、組合員はどのような義務を果たすべきかは自ら定めて遵守することが多い。例えばドイツでは、保険業を除けば、どのような事業を行うかは各協同組合の任意であるほか、組合員資格や組合員の利用義務についても定款で定めることとされている。

なお、農協が生産者組織（PO）として助成等を受ける場合には、非常に厳しい規制がか
けられている。留意しなければならないのは、株式会社や有限会社であっても PO として
認可を受ければ同様の扱いを受けることとなり、協同組合に対する規制ではなく、PO と
して助成を受ける組織に対する規制だということである。

組合員の農協事業の利用義務

このように、日本に比べ3か国の農協では、組合員制度や運営にかかる農協の自由度は
高いが、組合員の事業利用についての自由度が高いわけではない。日本では、農業協同組
合法に組合員に対しその利用を強制してはならないことが明記され、また専属利用契約に
関する規定が廃止されたが、フランスでは、法律で農協の組合員には利用義務があること
を明記しており、その性質、期間、条件および違反した場合のペナルティを定款で規定す
ることができる。ドイツでは法律で、定款に定めることにより組合員に組合の利用義務を
課すことができるとし、酪農協とワイン生産者組合の模範定款では、組合員は全量出荷義
務を負い、出荷を取り止める場合には組合を脱退しなければならないとしている。オラン
ダにおいては、組合員からの出荷について定款で規定することができ、組合員に全量出荷
義務を課すケースもある。

協同組合銀行制度の自由度

協同組合銀行に関する制度は、農協に比べさらに自由度が高い。というよりは、金融機
関としての規制を満たすことが求められているだけであり、組合員資格に関する制限も員
外利用規制もない。つまり、組合員になってもならなくても利用が可能であり、誰でも組
合員になることができる。そのため、3か国の協同組合銀行の組合員は、もともとは農業
者中心だったが、現在では多様な人々によって構成されている。たとえば、協同組合銀行
クレディ・アグリコルの組合員資格要件は、当初は農業者に限定されていたが、徐々に緩
和され、現在は実質的に誰でも組合員になることができる。

多様な組合員を包含する制度

近年、ヨーロッパでは、多様な組合員を受け入れるマルチ・ステークホルダー型の協同
組合が発展してきており、フランスでも多様な組合員を受け入れることが義務付けられた
社会的共通益協同組合（SCIC）が導入されている。また、農協を含む一般の協同組合にお
いても、組合の利用を前提としない投資組合員の制度が設けられている。この投資組合員
制度を導入している場合には、投資組合員も含め多様な組合員が議決権を持ち、役員にな
るなど、組合の運営に参加している。

農業ウェイト低下への農協・協同組合銀行の対応

事業環境に目を転じると、3か国はいずれもEUの農業大国であるが、各国において経済に占める農業のウェイトは低下している。

そのような環境下で、農協は合併による規模拡大や、子会社を活用した川下など他(多)分野への進出、輸出、あるいは国外進出といった戦略をとっている。ヨーロッパでは小売業の寡占化が進んでいるため、農協も一定の規模がなければこれに対抗できないことも1つの要因である。

また、ドイツの協同組合銀行の一部は経済事業を兼営しており、総合事業の相乗効果で農業者との深い関係性を維持している。こうした兼営組合では、総合事業を行っているからこそ経営の安定性を保つことが可能であり、農村部で経済事業と金融事業を行うことができているという実態がある。こうした協同組合銀行では経済事業を切り離して、経済事業の事業規模の拡大や専門性の強化を図る動きもあるが、どちらを選択するかは組合員自身が総会(総代会)で決定している。

いずれの協同組合銀行においても、組合員に占める農業者の割合は低くなっているが、現在でも、3か国の協同組合銀行は農業融資の分野において非常に高いシェアを占めている。例えば、オランダ国内の農業融資のシェア8割超を有するラボバンクは、農業に強みを持つ銀行としての国内での経験を生かし、農業・食料分野を中心に国外にも進出している。その一方で、国内の農業経営体数の減少に対し、農業融資業務を集約し効率化するという工夫をしながら農業経営体に積極的に対応している。

協同組合としての課題

各国のレポートでは詳しく触れることができなかったが、協同組合として見落としてはならない課題としては以下の3点が挙げられよう。

第1は、組合員によるガバナンスの維持である。協同組合では、専門的経営者が経営の舵をとる場合であっても、常に組合員がその監視を行うことによって、組合員によるガバナンスが維持されている。しかし、複数国に組合員を持つ多国籍農業協同組合や、多くの業務を多数の子会社によって行う場合、どの程度広く深く組合員が経営状況を把握できるかは課題となるであろう。

第2には、組合員との協同組合らしい関係性の維持・強化である。協同組合銀行においては、員外利用規制がないため、過去には、顧客に占める組合員の割合が非常に下がった時期があった。しかし、近年では、組合員が経営に参加するビジネスモデルがロイヤリティを高め、商業銀行との差別化につながるなどの考えのもと、組合員の増強や組合と組合員との関係強化に努める傾向がみられる。

第3には、組合員の加入の自由についてどう考えるかである。農協の競争力を高めるため、組合員には出荷する農産物の品質等について厳しい基準をクリアすることが課せられ、

農協に加入したくても加入できないというケースが生じる可能性もある。現地で聞き取り調査を行うなかでは、厳しい出荷基準を満たすことができず農協に加入できない農業者もいるとのエピソードも聞かれた。一方で、組合員も自らの経済的利益を達成する1つの手段としてしか農協を見ない傾向があり、相互扶助という理念ではなく、事業体としての側面を重視する傾向があることも垣間見られた。

おわりに

以上、見てきたとおり、3か国の農協および協同組合銀行は、それぞれの国において、農業や地域の振興に非常に重要な役割を果たしている。制度面での相違もあり、これらの国の経験を日本の農協がそのまま模倣することは難しいであろうが、農協において組合員が今後の方向性を検討する際には、こうした事例を参考にすることも必要であろう。

(参考文献)

- ・ G・アッシュホフ、E・ヘニングセン (2001) 『ドイツの協同組合制度』 関英昭・野田輝久訳、日本経済評論社
- ・ オンノフランク・ファン・ベックム他 (2000) 『EUの農協-21世紀への展望』 農林中金総合研究所海外農協研究会翻訳、家の光協会
- ・ 相沢幸悦 (1993) 『現代ドイツの金融システム』 東洋経済新報社
- ・ 小楠湊 (1994) 「ドイツ協同組合金融における組織整備の歴史と現況」『農林金融』 12月号
- ・ 鬼頭佐和子、澤井豊 (2015) 「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」『預金保険研究』 12月
- ・ 齋田温子 (2008) 「ドイツ州立銀行再編の動き」『資本市場クォーターリー』 冬号
- ・ 斉藤由理子 (2006) 「独仏協同組合の組合員制度」『農林金融』 3月号
- ・ 斉藤由理子・重頭ユカリ (2011) 『欧州の協同組合銀行』 日本経済評論社
- ・ 斉藤由理子 (2012) 「協同金融が支える (1)」日本農業新聞 2012年7月31日2面
- ・ 須田文明 (2012) 「フランスの農業及び農政の最近の動向」(2011年度欧米の価格・所得政策と韓国のFTA 国内対策 (その2) 第2章) 2012年3月農林水産政策研究所
- ・ 須田文明 (2015) 「フランスの農業構造と農地制度」(2014年度カントリーレポート EU (フランス、デンマーク) 第3章) 2015年3月農林水産政策研究所
- ・ 鳥山恭一 (1995) 「フランスの略式株式会社制度」『比較法学第29巻 (1995年7月)』
- ・ 中野貴史、大内田一弘 (2016) 「EUの新規就農支援の状況」農畜産業振興機構
- ・ 服部 有希 (2014) 「【フランス】 社会的連帯経済法—利益追求型経済から社会の再生へ—」『外国の立法 (2014.11)』
- ・ 原田純孝 (2010) 「農地貸借の自由化とその今後」『日本不動産学会誌第24巻第3号 (2010年12月)』
- ・ 亀岡鉦平、平澤明彦 (2017) 「EU加盟6か国における農業所得構造の比較」『農林金融』 8月号
- ・ フランス貿易投資庁 (2015) 「2015 Doing Business in France 日本版」
- ・ Bijman, J. et al.(2012) “Support for Farmers' Cooperatives - Final Report”, *Support for Farmers' Cooperatives*. Wageningen: Wageningen UR. 和訳書:『EUの農協—役割と支援策』農林中金総合研究所海外協同組合研究会訳、農林統計出版
- ・ Bijman, J. (2016) ‘Agricultural Cooperatives in the Netherlands: Key Success Factors’, Paper of International Summit of Cooperatives 2016
- ・ Bijman, J., G. van der Sangen, Poppe, K.J. and Doorneveert B. (2012) ‘Support for Farmers’ Cooperatives; Country Report The Netherlands’, *Support for Farmers’*

- Cooperatives*. Wageningen UR.
- Chômél, C. (2010) National Report for France. In: *Study on the Implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE)*, Cooperative Europe, Euricse & Ekai
 - Claassens, T. (2014) 'Legal Aspects of Doing Business in the Netherlands', loyens & loeff
 - Coop de France (2005) 'Agricultural Cooperation in France'.
 - Dedieu, M. S., Courleux, F. (2011), 'The European Innovation Partnership (EIP): Networks as Drivers for Innovation in Agriculture', Analysis Centre For Studies and Strategic Foresight no. 36 November 2011
 - De Nederlandsche Bank (2014) 'Perspective on the Structure of the Dutch Banking Sector'
 - Deutsche Bank (2015) 'German Bank Lending: Market Share Developments in Individual Sector'
 - DG BANK (1991) 'Die Genossenschaften in der Bundesrepublik Deutschland 1991 Statistik'
 - DGRV (2016) 'Die Deutschen Genossenschaften 2016 Entwicklungen- Meinungen- Zahlen', DG Verlag
 - Euricse, ICA (2017) 'World Co-operative Monitor Exploring The Co-operative Economy Report 2017'
 - Filippi, M. (2012) 'Support for Farmers' Cooperatives; Country Report France', *Support for Farmers' Cooperatives*. Wageningen: Wageningen UR.
 - Groeneveld H.(2016) 'The Road Towards One Cooperative Rabobank'
 - Hiez, D. (2013) 'National Report for the France'. In: Dnate Cracogna et al.(eds), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer.
 - Korte O. and Schaffland H.-J. *Genossenschaftsgesetz*, DG Verlag
 - Kühl, R. (2012) 'Support for Farmers' Cooperatives; Country Report Germany', *Support for Farmers' Cooperatives*. Wageningen: Wageningen UR.
 - Lutz, J.K, Eichwald B.(2011), *Erfolgsmodell Genossenschaften: Möglichkeiten für eine Werteorientierte Marktwirtschaft*, Deutscher Genossenschafts-Verlag
 - Mooij J. (2012) 'Dutch Cooperative Banks and the Crises of the 1920s and 1930s', In: *Raiffeisen's Footprint The Cooperative Way of Banking*, VU University Press
 - Münkner, H. M., (2010) 'National Report for the Germany', In: *Study on the Implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European*

- Cooperative Society (SCE)*, Cooperative Europe, Euricse & Ekai
- Münkner, H. M., (2013) 'National Report for the Germany.' In: Dnate Cracogna et al.(eds), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer.
 - NCR (2016) 'NCR Jaarverslag 2016'
 - NCR (2016) 'DE NEDERLANDSE COÖPERATIE TOP 100'
 - Prinz(2002)'German Rural Cooperatives, Friedrich-Wilhelm Raiffeisen and the Organization of Trust 1850-1914', Paper in XIII IEHA Congress Buenos Aires
 - Seeberger L. (2014) 'History of the Evolution of Cooperative Law from its Origins to the Present Day', Recma, no. 333
 - Schuit S.R. (Ed.) (2002) 'Corporate Law and Practice of the Netherlands—Legal, Works Councils and Taxation(Second edition)' , Kluwer Law International
 - Stappel M.(2011)'Trends bei Neugründungen von Genossenschaften in Deutschland', *Zeitschrift für das gesamte Genossenschaftswesen*, De Gruyter Oldenbourg
 - van der Sangen G.J.H. (2013) 'National Report for the Netherlands',In: Dnate Cracogna et al.(eds), *International Handbook of Cooperative Law*, Springer.
 - van der Sangen G.J.H. (2010) 'National Report for the Netherlands'. In: *Study on the Implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE)*, Cooperative Europe, Euricse & Ekai
 - Westercamp, C., Nouri, M., Oertel A. (2015) *Agricultural Credit: Assessing the Use of Interest Rate Subsidies* , A Savoir collection 29

主な統計データの出所

FAO <http://www.fao.org/faostat/en/#home>

Eurostat <http://ec.europa.eu/eurostat>

UN Comtrade <https://comtrade.un.org/>

オランダ中央統計局 <https://www.cbs.nl/en-gb>

ドイツ Bundesbank

<https://www.bundesbank.de/Navigation/EN/Statistics/statistics.html>

ドイツ食料・農業省統計局 <http://www.bmel-statistik.de/>

連邦統計局 農業構造統計

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/Wirtschaftsbereiche/LandForstwirtschaftFischerei/Agrarstrukturhebung2016/Agrarstrukturhebung2016.html>

人口統計等 GENESIS ONLINE

<https://www-genesis.destatis.de/genesis/online/logon>

DRV <http://www.raiffeisen.de/presse/zahlen-und-fakten/>

各国の法令情報

【ドイツ】

ドイツ連邦司法省と Juris 社が共同で提供する Gesetze im Internet のサイト

<http://www.gesetze-im-internet.de/> 等を参照

ドイツ協同組合法 Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften

<http://www.gesetze-im-internet.de/geng/>

ドイツ信用制度法 Gesetz über das Kreditwesen

<https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/>

【フランス】

政府が運営する legifrance のサイト <https://www.legifrance.gouv.fr/> 等を参照

フランス農漁業法典 Code rural et de la pêche maritime

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071367&dateTexte=20180205>

フランス通貨金融法典 Code monétaire et financier

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072026&>

[dateTexte=20180223](#)

協同組合の地位に関する 1947 年の法律 Loi n° 47-1775 du 10 septembre 1947
portant statut de la coopération

[https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000684004
&fastPos=1&fastReqId=378594062&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte](https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000684004&fastPos=1&fastReqId=378594062&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte)

【オランダ】

政府の総合リンク集(Overheid.nl)のサイト <http://wetten.overheid.nl/zoeken/> 等を参照

オランダ民法典 Burgerlijk Wetboek 第 2 編

<http://wetten.overheid.nl/BWBR0003045/2018-01-03>

金融監督法

<http://wetten.overheid.nl/BWBR0020368/2018-02-09>

以上

発行 (株)農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11
電 話 03-6362-7739
